

こども食堂員外利用要領

1. 目的・適用

本要領は、法人等員外利用規程にもとづき、コープデリ連合会会員生協のコープみらいと（以下「当生協」という。）消費生活協同組合法第12条第4項第3号ならびに同法施行規則第11条第1号トの規定にもとづくこども食堂を設置する者で当生協の審査を経て員外利用取引者として登録した者（以下「こども食堂」という。）との、コープデリ宅配の員外利用について取り決めたものです。

2. 登録・手続き

- (1) 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四条に規定する地域住民等により構成された地域課題の解決を図る取組を行う組織が設置したこども食堂で、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該こども食堂に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合に限定します。
- (2) 利用目的、数量、金額が、申請された利用登録（事由）の内容を越えるものと当生協が判断した場合、またはコープデリ宅配の運営上不適切な事態が予想されると当生協が判断した場合は、受注またはお届けを停止することがあります。
- (3) 当生協のコープデリ宅配を利用するこども食堂は、法人等員外利用規程および本要領の内容を確認・同意の上、利用登録申請書および必要書類を提出するものとします。
- (4) 当生協は前項により提出された書類を審査し、員外利用の登録を行います。
- (5) こども食堂が代表者を変更する場合は、速やかに変更申請書を当生協に提出するものとします。
- (6) こども食堂は所定のWEBページにメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができます。WEB注文システムの利用に関わるルールは、本要領のほか、「コープデリ e フレンズ利用規程」の定めるところによります。

3. 利用内容

利用内容は、法人等員外利用規程第3条(サービス内容)、同第4条(商品の注文)、同第5条(登録の解除)、同第6条(商品のお届け)、同第7条(お届け明細書兼請求書・請求書)、同第8条(商品のお届けができない場合)、同第9条(お届けした商品に問題がある場合)、同第10条(法人等のご都合による返品)、同第11条(ポイント使用の適用除外)、同第12条(利用代金の支払い方法)、同第13条(債務者・支払い計画及び誓約書)、同第14条(連帯保証人)、同第15条(支払期限・手数料・遅延損害金)、同第16条(債務不履行の場合の措置)、同第17条(管轄裁判所)にもとづきます。

4. 本要領の変更

- (1) 当生協は、サービスの充実・合理化、こども食堂の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本要領を変更することができます。
- (2) 前項の場合、当生協は、本要領を変更する旨、変更後の本要領の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、こども食堂への周知を図ります。
 - ①こども食堂への配布（必要に応じて）
 - ②電子メールの送信等の電磁的方法（必要に応じて）
 - ③WEBサイトへの掲示
 - ④定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法